

愛知県指定確認検査機関の処分等の基準

1 趣 旨

本基準は、愛知県知事（以下「知事」という。）が建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）第 77 条の 30 第 1 項又は第 77 条の 35 第 2 項の規定に基づく処分（以下「処分」という。）を行う場合の統一的な基準を定めることにより、知事が指定する指定確認検査機関（以下「機関」という。）の行う確認検査（法第 77 条の 18 第 1 項に規定する確認検査をいう。以下同じ。）の業務に係る不正行為等に厳正に対処し、もって確認検査の業務の公正かつ適確な実施を確保することを目的とする。

2 用 語

本基準における次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。

- (1) 「取消し」とは、法第 77 条の 35 第 2 項の規定に基づき行う機関の指定の取消しをいう。
- (2) 「業務停止命令」とは、法第 77 条の 35 第 2 項の規定に基づき行う機関に対する確認検査の業務の全部又は一部の停止の命令をいう。
- (3) 「監督命令」とは、法第 77 条の 30 第 1 項の規定に基づき行う機関に対する確認検査の業務に関する監督上必要な命令をいう。
- (4) 「文書注意」とは、処分を行うに至らない不正行為等について、文書により必要な指導、助言又は勧告を行うことをいう。

3 処分等の基本方針

機関に対する処分又は文書注意（以下「処分等」という。）は、国民の生命、健康及び財産の保護を図るという法の目的を踏まえつつ、機関が行う確認検査の業務の公正かつ適確な実施を確保するため、本基準に従い、不正行為等の内容・程度、社会的影響、情状等を総合的に勘案して、迅速かつ厳正に行うこととする。

4 処分等手続

機関の処分等の事務は、建築局建築指導課において処理する。

5 機関の処分等の基準

(1) 一般的基準

ア 機関に対する処分等の内容の決定は、(2) から (4) までに定めるほか、別表に従い行う。

イ 処分等は、地域又は業務を限定せずに行うことを基本とする。ただし、処分事由（別表に規定する処分事由をいう。以下同じ。）に該当する行為が地域的に限定され当該

地域の担当部門のみで処理されたことが明らかな場合又は当該行為が他と区別された特定の指定区分（法第 77 条の 18 第 2 項に規定する指定区分をいう。）に係る確認検査の業務において発生したことが明らかな場合には、必要に応じ地域を限り、又は指定区分に応じ処分等を行うこととする。

(2) 複数の処分事由に該当する場合等の取扱い

ア 一の行為が二以上の処分事由に該当する場合は、最も重い処分事由に基づき処分等を行うものとする。

イ 二以上の処分事由に該当する行為について併せて処分等を行う場合における取扱いは、次に定めるとおりとする。

(ア) 処分事由に該当する行為のいずれかが処分ランク（別表に規定する処分ランクをいう。以下同じ。）の A に該当する場合においては、取消しを行う。

(イ) 処分事由に該当する行為のいずれもが処分ランクの A に該当しない場合においては、それぞれの行為が該当する処分ランクに係る業務停止の期間を合算した期間の業務停止命令を行う。ただし、当該合算した期間が 1 年を超える場合には、取消しを行う。

(3) 過去に処分を受けている場合の取扱い

過去に 3 月以上の業務停止命令を受けた機関が当該命令に係る処分事由に該当する行為を再び行った日の直近 1 年間に当該命令を受けている場合においては、(1) 及び(2)にかかわらず、取消しを行う。

また、処分事由に該当する行為を行った日（以下「行為日」という。）の直近 3 年間に業務停止命令を受けている機関に対し再び業務停止命令を行う場合においては、その期間は、(1) 及び(2)に従い決定された業務停止の期間に行為日の直近 3 年間に業務停止命令を受けた回数に 1 を加えた数を乗じた期間とする。ただし、当該期間が 1 年を超える場合には、取消しを行うものとする。

(4) 情状等による処分の加重又は軽減

ア 処分事由に該当する行為が次に定める場合（確認検査の業務に係るものに限る。）に該当するときは、(1) から(3)までに従い決定された処分の内容について、加重することができるものとする。なお、加重後の業務停止の期間が 1 年を超えるときは、取消しを行うことを基本とし、取消しに代えて業務停止命令を行うときは、その期間は、6 月以上 1 年以下の間で定めるものとする。

(ア) 処分事由に該当する行為に係る法第 77 条の 32 第 2 項の特定行政庁の指示に従わなかった場合

(イ) 重大な悪意又は害意に基づく行為である場合

(ロ) 暴力的行為又は詐欺的行為である場合

(ハ) 法令違反の状態が長期にわたる場合

(ニ) 常習的に行っている場合

- (カ) 刑事訴追されるなど社会的影響が大きい場合
 - (キ) その他特に考慮すべき事情がある場合
- イ 次の(ア)から(ウ)までのいずれかに該当する場合は、処分の内容を3倍に加重することを基本とする。
- (ア) 処分事由に該当する行為がア(ア)から(ウ)までのいずれかに該当する場合
 - (イ) 処分事由に該当する行為がア(エ)から(キ)までの2以上に該当する場合
 - (ウ) 処分事由に該当する行為がア(エ)から(キ)までのいずれかに該当し、かつ、その程度が重大である場合
- ウ 次の(ア)又は(イ)に該当する場合は、処分の内容を2倍に加重することを基本とする。
- (ア) 処分事由に該当する行為がア(エ)から(キ)までのいずれかに該当する場合
 - (イ) 処分事由に該当する行為が故意によるものである場合（ア(イ)に該当する場合を除く。）
- エ 処分事由に該当する行為が故意によるものであって、処分ランクのBに該当する場合は、取消しを行うことを基本とする。
- オ 処分事由に該当する行為が次に定める場合（確認検査の業務に係るものに限る。）に該当するときは、(1)から(3)までに従い決定された処分の内容について、軽減することができるものとする。
- (ア) 処分事由に該当する行為の内容が軽微であり、情状をくむべき場合
 - (イ) 災害や機関の責めに帰すことのできない事故の発生等行為を行うにつきやむを得ない事情がある場合
 - (ウ) 処分事由に該当する行為につき自主的に申し出てきた場合
 - (エ) 速やかに法違反等の状態の解消を自主的に行った場合
 - (オ) その他特に考慮すべき事情がある場合
- カ 処分事由に該当する行為又は当該行為後の対応が、オ(ア)から(オ)までのいずれかに該当する場合には、業務停止の期間を3分の2に軽減することを基本とする。
- キ 次の(ア)又は(イ)に該当する場合は、業務停止の期間を3分の1に軽減することを基本とする。
- (ア) 処分事由に該当する行為又は当該行為後の対応が、オ(ア)、(イ)又は(オ)のいずれかに該当し特段の事情が認められる場合
 - (イ) オ(ア)から(オ)までの2以上に該当する場合

6 処分等に伴う措置

(1) 指定書の返納

知事は、取消し又は業務停止命令を行った場合には、機関に対して速やかに指定書（機関の指定の際に交付される書類をいう。）を返納させることとする。

(2) 業務の引継ぎ

知事は、取消しを行った場合には、建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令（平成 11 年建設省令第 13 号。以下「機関省令」という。）第 28 条第 3 項に規定する帳簿を知事が引き継ぐとともに、機関省令第 29 条第 3 項に規定する書類を当該書類に係る建築物について確認その他の建築基準法令の規定による処分をする権限を有する建築主事又は建築副主事（以下「建築主事等」という。）の所属する特定行政庁に引き継がせるものとする。

(3) 処分の通知等

知事は、処分等を行った場合には、処分等を受けた機関の名称、住所、指定番号、処分等を行った者、処分等の日、処分等の内容、処分事由等（以下「処分等の概要」という。）を当該機関の業務区域を管轄する県内の特定行政庁に速やかに通知するものとする。また、国土交通省中部地方整備局に処分等の概要を報告するものとする。

(4) 処分等後の指導監督

知事は、機関に対して処分等を行った場合は、当該処分等に対する違反がないよう監視し、違反があったときは、更に処分等・告発を行う。

7 処分等の保留

次に定める場合には、必要な間、処分等を保留することができる。

- (1) 司法上の捜査がなされ、又は送検、起訴等がなされた場合
- (2) 確認検査を依頼した建築主その他の消費者の保護のため特に必要な場合
- (3) 処分事由に該当する行為について民事訴訟が係争中であり、処分等の内容の決定に当たっては当該訴訟の結果等を参酌する必要がある場合

8 処分事由に該当する行為があった時から長期間経過している場合の取扱い

処分事由に該当する行為が終了して 5 年以上経過し、その間、何ら処分事由に該当する行為を行わず、機関として公正かつ適確に確認検査の業務を行うなど、法令遵守の状況等が伺えるような場合は、処分等を行わないことができる。ただし、行為の性質上、発覚するのに相当の期間の経過を要するような特別な事情のある場合において、当該行為の発覚から 5 年以内であるときは、この限りでない。

また、7 により処分等の保留をした場合においては、当該保留に係る期間については考慮しないものとする。

附 則

この要領は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

施行日以前の処分、違反等は、これを勘案しないものとする。

附 則

この要領は、平成１９年１月１日から施行する。

ただし、施行日以前の監督処分の対象については、改正前の規定を適用する。

附 則

この要領は、平成１９年６月２０日から施行する。

ただし、施行日以前の監督処分の対象については、改正前の規定を適用する。

附 則

この要領は、平成２０年２月１日から施行する。

ただし、施行日以前の監督処分の対象については、改正前の規定を適用する。

附 則

この要領は、平成２７年１０月３０日から施行する。

ただし、施行日以前の監督処分の対象については、改正前の規定を適用する。

附 則

この基準は、平成３０年３月１９日から施行する。

ただし、この基準の施行日前にした行為について処分等を行う場合は、なお従前の例による。

附 則

この基準は、平成３１年４月１日から施行する。

ただし、この基準の施行日前にした行為について処分等を行う場合は、なお従前の例による。

附 則

この基準は、令和２年２月２７日から施行する。

ただし、この基準の施行日前にした行為について処分等を行う場合は、なお従前の例による。

附 則

この基準は、令和６年５月３１日から施行する。

ただし、この基準の施行日前にした行為について処分等を行う場合は、なお従前の例による。

附 則

この基準は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、この基準の施行日前にした行為について処分等を行う場合は、なお従前の例による。

附 則

この基準は、令和 8 年 8 月 19 日から施行する。

ただし、この基準の施行日前にした行為について処分等を行う場合は、なお従前の例による。

別表

根拠条項	関係条項	処分事由	処分 ランク	標準的な処分内容
77 の 35②一	6 の 2④、18⑩	適合しない旨の通知書等の交付義務違反（※１）	D	業務停止命令 1 月
	6 の 2⑤、18⑪	特定行政庁への報告義務違反（※１）	D	業務停止命令 1 月
	7 の 2③、18④	完了検査引受証の交付等義務違反（※２）	D	業務停止命令 1 月
	7 の 2④、18⑤	完了検査の期限内履行義務違反（※２）	D	業務停止命令 1 月
	7 の 2⑤、18⑥	検査済証の交付義務違反（※２）	D	業務停止命令 1 月
	7 の 2⑥、18⑦	完了検査結果の報告義務違反（※２）	D	業務停止命令 1 月
	7 の 4②、18③	中間検査引受証の交付等義務違反（※３）	D	業務停止命令 1 月
	7 の 4③、18④	中間検査合格証の交付義務違反（※３）	D	業務停止命令 1 月
	7 の 4⑥、18⑥	中間検査結果の報告義務違反（※３）	D	業務停止命令 1 月
	7 の 6③、18⑨	仮使用認定の報告義務違反（※２）	D	業務停止命令 1 月
	18 の 3③	確認審査等に関する指針によらない確認審査等 （「77 の 35②五その他③」に係るものを除く。）	D	業務停止命令 1 月
	77 の 21②	名称等の変更の届出義務違反	D	業務停止命令 1 月
	77 の 22①	無認可による業務区域の増加	C	業務停止命令 3 月
	77 の 22②	業務区域の減少の届出義務違反	D	業務停止命令 1 月
	77 の 24①	確認検査員又は副確認検査員（大規模建築物の場合は確認検査員） 以外の者による確認検査の実施	C	業務停止命令 3 月
	77 の 24②	確認検査員の二級建築基準適合判定資格者からの選任義務違反	C	業務停止命令 3 月
	77 の 24③	副確認検査員の二級建築基準適合判定資格者からの選任義務違反	C	業務停止命令 3 月
	77 の 24④	確認検査員又は副確認検査員の選任又は解任の届出義務違反	D	業務停止命令 1 月
	77 の 26	確認検査義務違反	C	業務停止命令 3 月
	77 の 28	指定区分等の提示義務違反	D	業務停止命令 1 月
	77 の 29	帳簿の備付け・書類保存義務違反	D	業務停止命令 1 月
	77 の 29 の 2	業務実績等の書類の備置き、閲覧義務違反、虚偽記入	D	業務停止命令 1 月
	77 の 34①	確認検査の業務の休廃止の届出義務違反	D	業務停止命令 1 月
77 の 35②二	77 の 27①	①秘密保持義務違反	B	業務停止命令 6 月
		②法第 93 条第 1 項の消防長等の同意を得ない建築確認	C	業務停止命令 3 月
		③法第 93 条第 4 項の消防長等への通知義務違反	D	業務停止命令 1 月
		④法第 93 条第 5 項の保健所長への通知義務違反	D	業務停止命令 1 月
		⑤その他確認検査業務規程によらない確認検査	C	業務停止命令 3 月
77 の 35②三	77 の 24⑤	役員等構成の基準不適合に伴う確認検査員又は副確認検査員解任命令に違反	A	取消し
	77 の 27③	確認検査業務規程の変更命令違反	A	取消し
	77 の 30①	監督命令違反	A	取消し
77 の 35②四	77 の 20 一	確認検査員又は副確認検査員の必要人数基準への不適合	C	業務停止命令 3 月
	77 の 20 二	確認検査業務の実施計画に係る基準への不適合	C	業務停止命令 3 月
	77 の 20 三	有する財産の評価額の経理的基礎に係る基準への不適合	C	業務停止命令 3 月

	77 の 20 四	その他経理的基礎に係る基準への不適合	C	業務停止命令 3 月
	77 の 20 五	①代表者又は担当役員が関係する個人、企業、団体等が設計、工事監理、施工等を行う建築物に係る確認検査の実施	B	業務停止命令 6 月
		②確認検査員又は副確認検査員による、その者が関係する個人、企業、団体等が設計、工事監理、施工等を行う建築物又は構造計算適合性判定を行う建築物に係る確認検査への従事	B	業務停止命令 6 月
		③業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれのある株主等の構成	B	業務停止命令 6 月
	77 の 20 六	機関又は機関の親会社等である指定構造計算適合性判定機関に対してされた構造計算適合性判定の申請又は求めに係る建築物の計画についての建築確認等の実施	B	業務停止命令 6 月
	77 の 20 七	機関としての制限業種の実施等	A	取消し
	77 の 20 八	確認検査の業務を行うにつき十分な適格性を有していない	C	業務停止命令 3 月
77 の 35②五	77 の 31①	①確認検査の業務に関し必要な報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき	C	業務停止命令 3 月
		②確認検査の業務の状況等の検査を拒み、妨げ又は忌避したとき	C	業務停止命令 3 月
		③確認検査の業務の状況等の質問に対して答弁せず、又は虚偽の答弁をしたとき	C	業務停止命令 3 月
	77 の 31②	①確認検査の業務の状況等の検査を拒み、妨げ又は忌避したとき	C	業務停止命令 3 月
		②確認検査の業務の状況等の質問に対して答弁せず、又は虚偽の答弁をしたとき	C	業務停止命令 3 月
	77 の 35②本文	業務停止命令違反	A	取消し
その他		①法第 6 条の 2 第 6 項、法第 7 条の 6 第 4 項、法第 18 条第 19 項又は法第 18 条第 40 項の規定に基づく適合しないと認める旨の通知の受領	A～E	取消し若しくは業務停止命令又は監督命令
		②法第 6 条の 2 第 5 項、法第 7 条の 2 第 6 項、法第 7 条の 4 第 6 項、法第 7 条の 6 第 3 項若しくは法第 18 条第 18 項、第 27 項、第 36 項若しくは第 39 項の規定に基づく特定行政庁への報告又は法第 7 条の 2 第 3 項若しくは法第 7 条の 4 第 2 項の規定に基づく建築主事等への通知の内容の誤り	D	業務停止命令 1 月
		③法第 6 条の 2 第 1 項の規定による確認、法第 18 条第 4 項の規定による審査、法第 7 条の 2 第 1 項、法第 7 条の 4 第 1 項、法第 18 条第 23 項若しくは法第 18 条第 32 項の検査又は法第 7 条の 6 第 1 項第 2 号若しくは法第 18 条第 38 項第 2 号の規定による仮使用の認定における著しく不適切な判断	A～E	取消し若しくは業務停止命令又は監督命令
		④その他確認検査の業務に関する著しく不適切な行為	C	業務停止命令 3 月
77 の 35②六	77 の 19 等	不正な手段により指定を受けたとき	A	取消し

(注 1) : 「根拠条項」及び「関係条項」欄について、例えば、「77 の 35②一」は「法第 77 条の 35 第 2 項第 1 号」の意である。

(注 2) : 「処分事由」欄の「(※ 1)」、「(※ 2)」及び「(※ 3)」は次のとおりである。

(※ 1) : 法第 87 条第 1 項、第 87 条の 2 又は第 88 条第 1 項若しくは第 2 項において準用する場合を含む。

(※ 2) : 法第 87 条の 2 又は第 88 条第 1 項若しくは第 2 項において準用する場合を含む。

(※ 3) : 法第 87 条の 2 又は第 88 条第 1 項において準用する場合を含む。

(注3) : 「標準的な処分内容」欄の内容を標準として、「5 機関の処分等の基準」に定めるところにより処分を決定する。

(注4) : 監督命令は、法第77条の30第1項の規定に基づき確認検査の業務の公正かつ適確な実施を確保するため必要があると認めるときに行うことができる。

指定確認検査機関の処分等の基準について（補足）

処分の対象となる行為が「指定確認検査機関の処分等の基準」別表「関係条項」欄の「その他」の項の①及び③に該当する場合における処分の内容の決定は、以下に定めるところによる。

- 1 確認検査が適確に行われなかったことにより建築基準適合判定資格者（以下「判定資格者」という。）が登録の消除等の処分等を受けた場合は、行為時に当該判定資格者の所属していた機関に対し取消し若しくは業務停止命令又は監督命令の処分を行うこととし、具体的な処分の内容は、次に定める事項を加味して決定することとする。
 - (1) 登録の消除等に相当する処分事由に該当する行為が行われていた機関の事務所の数
 - (2) 処分事由に該当する行為が行われていた指定区分の数
 - (3) 登録の消除等の処分等を受けた判定資格者の数
 - (4) 立入検査、報告等において明らかとなった事項
 - (5) 過去に監督命令を受けている場合、その時期、内容等の状況
 - (6) その他処分の内容を決定するに当たり考慮すべき事項
- 2 機関又はその役員が確認検査において著しく不適切な判断をした場合には、当該機関に対し取消し若しくは業務停止命令又は監督命令の処分を行うこととし、具体的な処分の内容は、過失の程度、結果の重大さ及びその社会的影響の大きさを踏まえて決定することとする。